

# 地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策等の推進に関する決議

平成 24 年 7 月 20 日  
全 国 知 事 会

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、地球規模の重要かつ喫緊の課題であり、国では、平成 24 年度税制改正において、全化石燃料を課税ベースとする石油石炭税への税率の上乗せによる「地球温暖化対策のための税」を制度化するなど、対策の推進に必要な財源確保の取り組みが大きく前進した。

今後は、当該税財源により、広範な分野にわたりエネルギー起源 CO<sub>2</sub> の排出抑制対策が行われることとなっており、その効果を期待するものである。

一方、森林吸収源対策については、京都議定書第 1 約束期間において、我が国の温室効果ガス排出削減目標値 6% のうち、3.8% を確保することとされ、国内対策として有効性が認められているにも関わらず、現在、この税の使途に森林吸収源対策は位置付けられていない。

我が国は京都議定書第 2 約束期間には参加せず、独自対策により最大限の努力を進めることとなっているが、世界各国が新たなスキームで地球温暖化対策に取り組むこととされた 2020 年以降の枠組みの中で、イニシアチブを取っていくためには、排出抑制対策と森林吸収源対策に一体的に取り組む、実績として示すことが求められている。

森林吸収源対策を推進する上で、都道府県や森林整備法人等がその役割を担っているが、今後も森林の有する公益的機能を継続的に発揮させるためには、これらが実施する取組を支援していくことも重要である。

また、森林については、水源の周辺における利用目的が明らかでない土地取引が認められており、適正な土地利用の確保が求められている。

このため、地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策及び水資源保全対策を、次のとおり推進するよう決議するものである。

- 1 平成 24 年度税制改正大綱（平成 23 年 12 月 10 日閣議決定）には、森林吸収源対策について「平成 25 年以降の地球温暖化対策の国内対策の策定に向けて検討する中で、国全体としての財源確保を引き続き検討します。」と記載されていることから、「地球温暖化対策のための税」の使途に、森林吸収源対策を新たに位置付け、間伐等の実施、作業道の整備や林業機械等の導入による森林整備を着実に推進するために必要な財源を安定的に確保すること。
- 2 平成 25 年度以降の地球温暖化対策の国内対策の策定を検討する中で、間伐等促進法に基づく地方債特例措置の継続など、森林吸収源対策に要する地方の財源を確保する仕組みづくりを行うこと。
- 3 森林吸収源対策を推進するため、国内産木材を使用することが地球温暖化対

策に資することについて、国民の理解を深めるよう努めるほか、国内産木材の建築材への積極的利用や木質バイオマスエネルギーの利用拡大に向けた支援、企業が森林CO<sub>2</sub>吸収源取引を行うJ-VER活用への支援等を積極的に拡充すること。

- 4 水資源の保全に向けて、水資源に係る基本法や水源地域の森林等の土地取得の規制に係る法令等の整備を行うとともに、土地所有者情報の行政機関相互の共有等を一層促進すること。